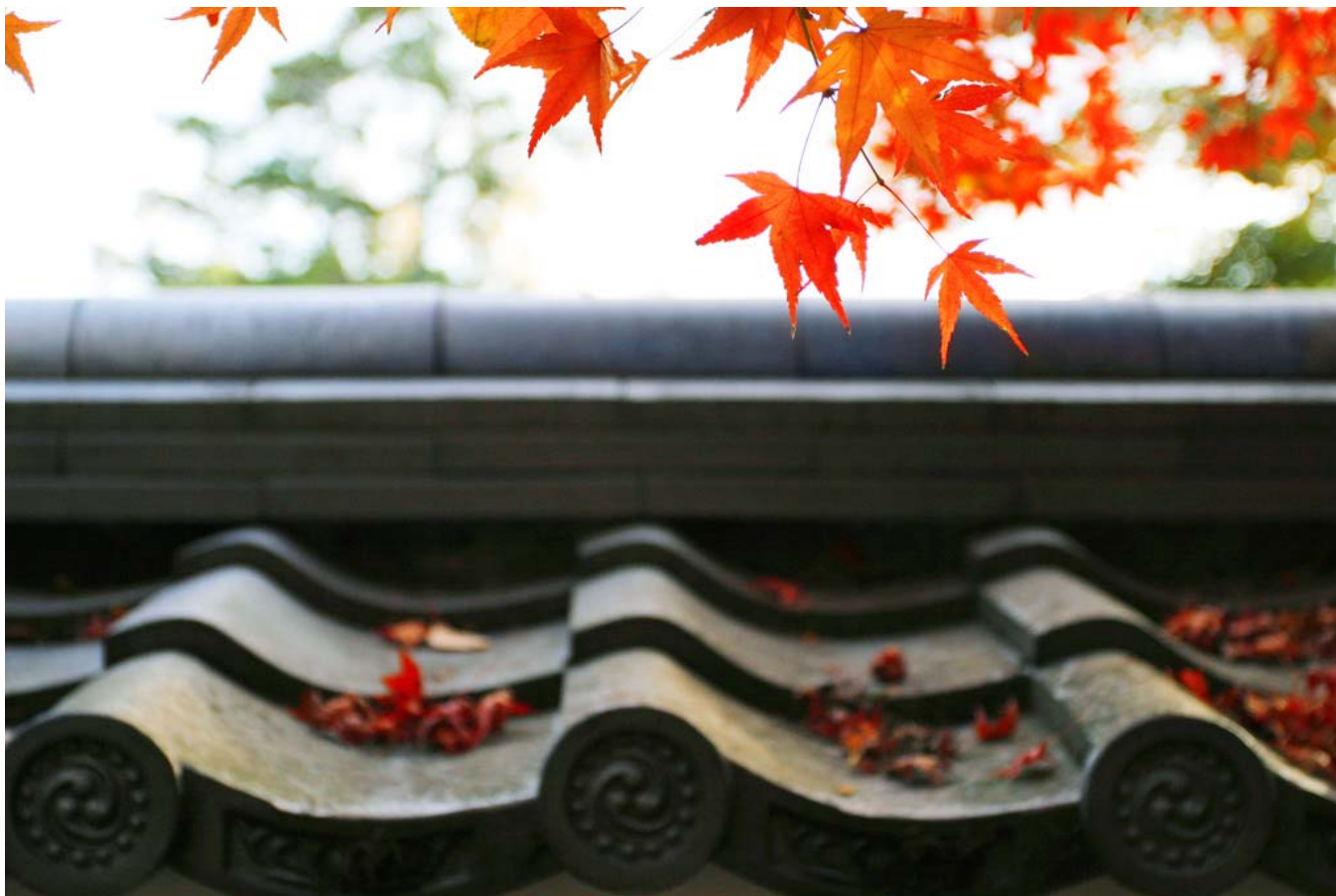


# FMCだより

11  
2011

11月になり今年もあと2ヶ月足らずとなりました。今年やるべきことのやり残しがないか、今一度振り返ってみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号  
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

# 制度のゆるい買換えの特例の期限は年末まで

登場人物

古門部長  
社 経理部長



顧問税理士  
社 顧問税理士



号、ゴー、Go～



今年も残すところあと少し。年内に事業用資産の見直しをしてみませんか。特に、資産の買換えをお考えの方は、年内の見直しをおすすめします。

## 九号買換えは平成23年12月31日で終了します

例えば、事務所とその敷地を売却し、別の場所で事務所とその敷地を構えた場合、売却による儲けの約8割に相当する課税を繰り延べることができる制度があります。これを「特定資産の買換え特例」といいます。この特例を適用するためには、条文にある第一号から第九号までの要件のうちいずれかに該当する必要があります。

第一号から第九号までのうち最も要件がゆるいのは、第九号です。第九号は、所有期間が10年を超えている国内の土地、建物、構築物を売却し、国内の土地、建物、構築物、機械装置を取得することが要件です。他の号は所在区域が限定されているなど要件が厳しいため、第九号は使い勝手がよいとされてきました。

しかし、この第九号は、平成23年12月31日が適用期限とされています。次回の税制改正で延長がされない限り、年内で適用期限が到来してしまいます。この期限は、個人法人変わりません。そのため、個人で事業をされている方あるいは法人であって、資産を買換えたいとお考えの場合には、早急に検討を要するでしょう。

## 他の号に該当するか検討します

もし年内の買換えが困難となった場合でも、「特定資産の買換え特例」が即適用できなくなるわけではありません。

年内に売却できたが年内に購入できなかった、あるいは年内に購入できたが年内に売却できなかった場合には、一定の要件の下、第九号の適用が受けられる場合があります。

また、他の号に該当するか検討してみる余地もあります。第一号であれば、既成市街地等の区域内から区域外への買換えであれば認められます。この場合の既成市街地等とは、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県）、近畿圏（大阪府、京都府、兵庫県）、中部圏（愛知県）にある一定の区域をいい、既成市街地等の区域内かどうかについては、必ず市当局で確認する必要があります。冒頭の例では、元事務所が既成市街地等区域内にあり、新事務所が区域外であれば第一号に該当する可能性があります。

第九号以外は、平成23年度税制改正で適用期限が平成26年12月31日までに延長されているため、年内の買換えが難しい場合には、他の号に該当するかどうか検討してみる余地はあるでしょう。

## 年末調整 11月にすべきこと

12月の年末調整実施に向け、10月は年末調整の対象となる人の確認、書類の準備や対象者への配布についてお知らせしました。次いで、11月に行っておくべき年末調整の事柄をお知らせしたいと思います。

### 平成23年分 年末調整確認表 11月

まず年末調整に関し、11月に確認すべきことあるいは行っておくべきことを、次の表で確認しましょう。

項目	確認すべき／行っておくべきこと
書類の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 配布した書類が回収できたかを確認 …早めの回収を心がけましょう。 遅くなればなるほど、あとのスケジュールへ影響がでます。</li> <li><input type="checkbox"/> 必要な控除証明書の添付があるかを確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書</li> <li>→ 小規模企業共済等掛金控除証明書</li> <li>→ 社会保険料控除証明書（国民年金保険料、国民年金基金）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 配偶者の所得確認、扶養親族等の異動の有無を確認 …今年から扶養控除等申告書の扶養親族記載欄が変更されています。 混乱しないように、確認しましょう。</li> <li><input type="checkbox"/> 住宅ローン控除（2年目以降）を適用する場合の書類を確認           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書</li> <li>→ 年末借入残高証明書</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 年の途中入社の方の年末調整対象者は前職の有無を確認 …前職がある場合には、前職の源泉徴収票が添付されていることを確認しましょう。</li> </ul>
来年分の扶養控除等申告書の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 必要な人から回収できたか確認 …来年1月の給与を受け取る人が対象者です。</li> <li><input type="checkbox"/> 住所、配偶者、扶養親族等の異動の有無を確認 …異動がある場合には来年初めの給与計算など適宜、基本情報等の修正を忘れないようにしましょう。</li> </ul>

### 早期回収に向けて

11月は、必要書類の回収と確認が主な作業です。回収すべき人から回収できないとあとのスケジュールに影響がでます。回収できた場合でも、必要な書類が添付されていない場合には計算ができません。回収できたからと安心せず、必要な書類が添付されているかどうかの確認をしましょう。特に、年の途中入社で年末調整の対象者となる方がその年中に他所で働いていた場合には、他所の源泉徴収票が必要となります。手元にない場合には他所へ依頼しなければなりません。依頼が遅くなるとその分作業効率は悪くなります。対象者へ協力を仰ぎ、早期回収を促しましょう。

また、事業所が毎月の給与から差し引く社会保険料を社会保険料控除欄へ記載する必要はあるのか、と質問を受けますが、記載する必要はありません。その他の社会保険料部分（対象者が自身で直接納めたもの）がある場合には該当欄へ記載し、必要な書類（国民年金保険料、国民年金基金）は添付するよう指導しましょう。





## 労務情報

# 被災者を雇用し、人材育成に取り組む中小企業事業主を支援する助成金

「成長分野等人材育成支援事業」（平成24年3月31日までの暫定措置）という健康、環境分野及び関連するものづくり分野の事業を行っている事業主を対象とし、人材育成を行った際に助成金を支給する制度がありますが、平成23年7月26日より被災者雇用を促すために対象事業主の拡充が行われました。以下では、その内容について解説しましょう。

## 1. 拡充の内容

今回の改正により、東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主については、業種を問わず対象となる労働者に職業訓練を行った場合、助成金の対象となることとなりました。なお、この職業訓練については、労働者に仕事をさせながら訓練を行うOJTについても助成が行われます。

対象となる事業主については、以下の①または②に該当する中小企業事業主となります。

①青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助適用地域（以下、「特定被災地域」という）に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用し※1、以前とは異なる職種や職場環境の下で円滑に就業させるために、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主

※1 以前に雇用していた労働者で、平成23年3月11日以降同年7月10日までの間に離職した者を雇用期間の定めのない労働者として再び雇い入れる場合をいいます（雇用保険の特例により休業していた労働者を復職させる場合を含む）。

②新規に雇い入れた被災離職者等※2に、Off-JTのみ、またはOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行う事業主

※2 以下の(1)または(2)に該当する者であること

(1)平成23年5月1日以前に雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた労働者であり、以下のア～ウのすべてに当てはまる者

- ア 東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた
- イ 震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない
- ウ 震災により離職を余儀なくされた

(2)特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業予定の新規学卒者

## 2. 支給額

Off-JT…事業主が負担した訓練費用

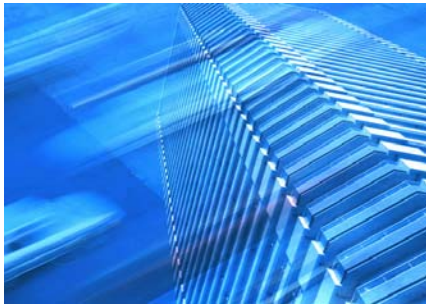
OJT…対象者1人につき1時間当たり600円

(1訓練コース当たり合計20万円※を上限とし、対象者1人当たり3コースまで)

※ Off-JTで大学院を利用した場合には、50万円を上限とする。

この助成金については、職業訓練計画の作成を行い都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。また職業訓練計画の実施期間は、原則1年（訓練に必要な時間が確保される場合には6ヶ月以上）であり、遅くとも平成23年度末までに受給資格認定の申請を行い、その日から6ヶ月以内に訓練を開始することになっています。その他にも注意事項がありますので、詳細は最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。





# 経営情報

## 業種別年末賞与1人平均支給額

11月になると、そろそろ年末賞与の準備をする季節です。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査（※）から、業種別に従業員規模5～29人と30～99人の事業所における、平成22年の年末賞与支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

### 2ヶ月分を支給する業種は見当たらず

平成22年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額		きまって支給する給与に対する支給割合		所定内給与に対する支給割合		支給労働者数割合		支給事業所数割合	
	円		ヶ月		ヶ月		%		%	
	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
建設業	250,971	534,837	0.78	1.28	0.84	1.42	58.8	86.7	56.2	85.0
総合工事業	221,250	396,392	0.71	0.99	0.74	1.07	55.1	90.0	55.0	87.5
職別工事業	180,585	360,027	0.65	0.95	0.69	0.98	49.8	70.8	45.3	66.7
設備工事業	335,210	811,103	0.97	1.84	1.06	2.13	73.9	88.1	69.2	90.5
製造業	226,712	298,848	0.80	1.03	0.86	1.13	67.7	86.5	64.0	83.9
消費関連製造業	186,288	215,604	0.71	0.86	0.75	0.93	62.2	81.8	58.0	78.5
素材関連製造業	230,267	340,275	0.80	1.11	0.86	1.22	69.9	89.7	66.5	87.4
機械関連製造業	269,030	331,744	0.90	1.09	0.98	1.19	72.3	87.7	69.2	85.3
食料品・たばこ	198,137	189,145	0.75	0.83	0.80	0.91	65.7	84.1	63.2	80.5
繊維工業	119,658	205,640	0.57	0.82	0.59	0.88	50.2	75.5	41.9	73.1
木材・木製品	188,322	289,901	0.76	0.87	0.79	0.98	62.8	70.7	59.9	73.1
家具・装備品	111,168	318,081	0.48	0.99	0.51	1.06	48.5	80.7	53.4	78.6
パルプ・紙	193,506	352,625	0.78	1.07	0.83	1.19	72.1	96.5	74.5	95.1
印刷・同関連業	202,389	270,953	0.71	0.89	0.75	1.01	67.4	81.6	62.0	78.0
化学、石油・石炭	463,635	526,413	1.24	1.57	1.31	1.67	86.1	95.3	87.5	93.7
プラスチック製品	218,448	292,300	0.81	1.02	0.88	1.13	62.3	84.7	52.8	83.1
ゴム製品	195,171	263,120	0.70	1.00	0.75	1.11	71.8	95.2	68.0	96.4
窯業・土石製品	173,151	250,015	0.68	0.94	0.73	1.08	76.5	83.4	70.6	82.8
鉄鋼業	333,349	394,521	1.20	1.31	1.32	1.44	92.3	93.5	85.6	90.7
非鉄金属製造業	236,143	363,425	1.09	1.16	1.16	1.31	56.1	95.7	54.3	95.0
金属製品製造業	195,460	281,621	0.70	0.90	0.75	1.02	66.1	89.2	65.7	83.3
はん用機械器具	254,685	315,783	0.78	1.02	0.84	1.13	84.9	76.7	80.0	83.3
生産用機械器具	274,297	271,262	0.88	0.94	0.97	1.03	72.2	91.5	71.2	90.0
業務用機械器具	333,714	422,010	1.08	1.22	1.13	1.30	64.6	82.8	66.8	76.3
電子・デバイス	212,744	301,635	0.82	1.08	0.86	1.16	60.6	81.3	55.1	74.5
電気機械器具	267,834	333,211	0.98	1.15	1.12	1.26	60.4	96.8	57.9	95.5
情報通信機械器具	383,697	291,641	1.09	0.96	1.11	1.05	66.1	78.7	58.5	75.3
輸送用機械器具	251,118	377,900	0.90	1.22	0.97	1.36	83.6	92.6	79.6	88.6
その他の製造業	232,993	253,648	0.85	0.93	0.89	0.98	70.3	80.4	62.9	77.3
電気・ガス・熱供給等	467,496	754,651	1.42	1.80	1.50	1.99	96.4	100.0	96.3	100.0
情報通信業	347,169	543,627	0.98	1.51	1.06	1.65	65.1	88.0	63.8	85.3
情報サービス業	306,590	478,538	0.87	1.39	0.94	1.50	65.4	85.3	64.3	82.7
映像音声文字情報	361,021	527,495	1.02	1.44	1.10	1.54	54.0	86.1	52.3	80.0
運輸業、郵便業	341,159	277,771	1.03	0.86	1.27	1.01	66.1	87.6	67.7	86.8
道路旅客運送業	259,349	69,103	1.00	0.32	1.13	0.37	55.3	93.6	56.9	90.0
道路貨物運送業	229,520	234,217	0.78	0.80	1.10	0.97	50.9	82.7	58.2	82.5

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

# 経営情報

平成22年業種・事業所規模別年末賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者1人平均 支給額		きまって支給 する給与に対 する支給割合		所定内給与に 対する支給割 合		支給労働者数 割合		支給事業所数 割合	
	円		ヶ月		ヶ月		%		%	
	5~29 人	30~99 人	5~29 人	30~99 人	5~29 人	30~99 人	5~29 人	30~99 人	5~29 人	30~99 人
卸売業、小売業	267,006	260,511	0.94	0.96	0.99	1.01	69.4	91.1	67.8	89.3
卸売業	411,457	461,383	1.21	1.35	1.26	1.42	80.8	94.9	77.4	92.5
繊維・衣服等卸売業	283,677	496,997	0.81	1.35	0.83	1.38	38.3	81.6	47.3	77.8
飲食料品卸売業	345,446	358,021	1.20	1.12	1.28	1.15	75.8	100.0	65.8	100.0
機械器具卸売業	455,343	556,207	1.31	1.43	1.37	1.52	87.5	97.3	86.0	92.6
小売業	184,377	138,136	0.80	0.72	0.85	0.76	64.3	88.9	63.6	87.5
各種商品小売業	58,672	128,132	0.45	0.84	0.46	0.86	62.3	92.9	54.4	85.7
織物等小売業	138,137	78,838	0.65	0.56	0.68	0.57	63.6	10.8	62.7	16.7
飲食料品小売業	67,980	70,865	0.50	0.50	0.53	0.54	39.9	95.3	40.0	92.0
機械器具小売業	369,731	462,709	1.16	1.34	1.26	1.45	89.0	86.7	87.0	92.3
金融業、保険業	524,330	652,954	1.57	1.68	1.68	1.83	96.4	96.4	95.7	96.5
不動産業、物品賃貸業	320,427	415,570	1.05	1.21	1.13	1.30	77.9	94.4	76.8	93.0
不動産業	365,033	432,169	1.14	1.23	1.22	1.31	85.9	95.8	81.1	95.6
物品賃貸業	236,205	385,854	0.86	1.17	0.94	1.28	66.2	91.9	69.2	88.5
学術研究等	343,872	547,849	1.18	1.44	1.23	1.53	76.7	87.8	74.6	86.7
専門サービス業	386,472	560,924	1.33	1.21	1.37	1.28	85.9	72.9	82.3	72.7
広告業	169,270	457,725	0.65	1.19	0.67	1.26	54.2	82.2	51.4	80.3
技術サービス業	297,369	515,343	1.03	1.46	1.10	1.57	72.0	89.5	72.3	90.0
飲食サービス業等	37,088	77,890	0.33	0.45	0.34	0.47	43.5	80.1	37.7	80.4
宿泊業	70,439	118,177	0.52	0.57	0.54	0.62	38.5	56.2	35.3	56.4
飲食店	32,474	58,414	0.30	0.40	0.32	0.42	45.0	84.6	38.7	83.3
持ち帰り・配達飲食	61,156	264,859	0.45	0.96	0.46	0.99	32.5	87.9	29.8	87.5
生活関連サービス業等	147,228	150,458	0.68	0.71	0.72	0.75	58.6	84.2	52.0	83.7
娯楽業	172,051	160,093	0.80	0.72	0.84	0.75	60.4	81.3	57.7	81.8
教育、学習支援業	443,786	636,175	1.45	1.81	1.48	1.85	84.8	98.6	78.0	99.0
他教育、学習支援	281,398	331,442	1.08	1.06	1.12	1.25	71.8	100.0	63.1	100.0
複合サービス事業	492,633	503,501	1.80	1.65	1.87	1.75	98.3	99.3	97.7	98.4
その他のサービス業	336,593	340,819	1.13	1.11	1.20	1.21	76.7	86.2	75.8	84.5
廃棄物処理業	230,198	414,268	0.94	1.21	0.97	1.31	78.9	97.1	79.0	97.1
自動車整備等	422,168	584,814	1.17	1.51	1.27	1.71	81.9	95.1	78.6	93.6
職業紹介・派遣業	282,138	155,967	1.09	0.75	1.14	0.82	63.8	81.3	67.7	79.1
他の事業サービス	269,068	293,331	0.90	0.99	0.98	1.08	71.0	81.0	70.1	77.9

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

支給労働者1人平均支給額は業種や規模によって様々で、3万円から80万円までの幅があります。また、支給事業所数割合が20%にも満たない業種がみられます。給与に対する賞与の支給割合については、2ヶ月分を支給している業種はなく、1ヶ月分を割り込んでいる業種も多くみられます。

昨年に比べ景気の状態は厳しさを増していることから、今年の年末賞与については、大幅な増加が難しい事業所も少なくないものと思われます。

（※）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。

所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）以外のものをいいます。支給労働者数割合とは、常用労働者総数に対する賞与支給事業所に雇用される常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合をいいます。支給事業所数割合とは事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合をいいます。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



## 医業情報



# 病院・一般診療所の 年末賞与1人平均支給額

11月になると、そろそろ年末賞与の準備をする季節です。では、病院や一般診療所ではどの程度の年末賞与が支給されているのか、ご存知ですか。ここでは、厚生労働省の調査（※）から、病院と一般診療所における平成22年の賞与支給労働者1人平均支給額などを、事業所規模別に紹介します。

## 病院は1ヶ月分程度、一般診療所は1ヶ月分を超える

病院、一般診療所の年末賞与の支給状況（支給事業所数割合）をみると、病院では事業所規模に関わらず、調査対象事業所すべてで賞与が支給されています。一方、一般診療所では、5～29人規模では約90%の事業所で、30～99人規模ではすべての事業所で賞与が支給されています。

次に年末賞与について給与に対する支給割合をみると、病院は事業所規模に関わらず、きまって支給する給与に対する支給割合、所定内給与に対する支給割合とも1ヶ月分程度となっています。一方、一般診療所は1.1ヶ月分程度となっています。なお、病院、一般診療所とも夏季賞与よりも年末賞与の金額が高くなっています。

病院・一般診療所別平成22年の賞与支給労働者1人平均支給額  
（単位：円、ヶ月、%）

病院	事業所規模5～29人		事業所規模30～99人	
	夏季	年末	夏季	年末
支給労働者1人平均支給額	142,506	166,459	203,435	279,737
きまって支給する給与に対する支給割合	0.91	0.94	0.70	0.96
所定内給与に対する支給割合	0.92	0.96	0.72	1.00
支給労働者数割合	72.0	100.0	100.0	100.0
支給事業所数割合	66.9	100.0	100.0	100.0

一般診療所	事業所規模5～29人		事業所規模30～99人	
	夏季	年末	夏季	年末
支給労働者1人平均支給額	197,994	221,205	249,152	341,207
きまって支給する給与に対する支給割合	0.94	1.11	0.79	1.11
所定内給与に対する支給割合	0.97	1.15	0.82	1.15
支給労働者数割合	85.3	89.3	100.0	100.0
支給事業所数割合	84.6	88.2	100.0	100.0

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

貴院での賞与支給の参考になりましたら、幸いです。

（※）毎月勤労統計調査

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の約180万事業所（事業所・企業統計調査）から抽出した約33,000事業所を対象にした調査です。

所定内給与とは、きまって支給する給与のうち所定外給与（所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等）以外のものをいいます。支給労働者数割合とは、常用労働者総数に対する賞与支給事業所に雇用される常用労働者（当該事業所で賞与の支給を受けていない労働者も含む）の割合をいいます。支給事業所数割合とは事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合をいいます。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

年末の行事や年初の備品発注などの準備に追われます。スケジュールの確認を徹底し、もれのないようにしましょう。

2011年11月

## お仕事備忘録

- 1. 年末調整の準備
- 2. 年末賞与の支払準備
- 3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)
- 4. 翌年のカレンダーの作製
- 5. 忘年会の準備
- 6. 防火対策



### 1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

### 2. 年末賞与の支払準備

年末賞与の金額を決定します。業績検討、世間相場の情報、個別評価、配分原資の計算などから最終決定をします。最近では、一律の賞与支給率ではなく、部門ごとや個人の業績に応じた支給額決定が取り入れられるケースが多くなっています。

### 3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

予定納税をする人(注1)は、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注2)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日～15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。(注1) 予定納税基準額(注2)が15万円以上になる場合、予定納税をしなければなりません。(注2) 予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。

### 4. 翌年のカレンダーの作製

年が明けたら配布できるように、会社の年度カレンダーの準備を開始しましょう。取引先へカレンダーを配布している場合には、年末の挨拶に間に合うように準備しましょう。

### 5. 忘年会の準備

年末行事の大きなものに忘年会があります。全社行事として執り行う場合は総務が中心となって企画運営していくこととなります。

- 場所の確保
- 来賓の確認
- 乾杯の音頭、挨拶等の依頼
- 余興の準備
- 出席者数の確認

など、段取りよくすすめましょう。

### 6. 防火対策

秋の火災予防運動が始まります。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法について周知しておきましょう。

消防設備の点検 . . . . . 消火器、非常口、非常階段、避難経路など  
非常時の対応方法見直し . . . . . 連絡方法、避難対策など

冬にかけて火を取り扱う機会が増えてきます。火の後始末の方法などを確認しましょう。また不用意に、屋外に燃えやすいもの等を放置しないようにしましょう。





今月は、年末調整や賞与支給などの準備に追われます。段取りよく計画をたててスムーズに業務ができるようにしましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	火	先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）（～15日まで）</li> <li>●労働時間適正化キャンペーン期間</li> <li>●建設雇用改善推進月間</li> <li>●労働保険適用促進強化期間</li> </ul>
2	水	仏滅	
3	木	大安	文化の日
4	金	赤口	
5	土	先勝	
6	日	友引	
7	月	先負	
8	火	仏滅	立冬
9	水	大安	●秋季火災予防運動（全国）（～15日まで）
10	木	赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（10月分）</li> <li>●一括有期事業開始届（建設業）届出</li> </ul>
11	金	先勝	
12	土	友引	
13	日	先負	
14	月	仏滅	
15	火	大安	●所得税の予定納税額の減額申請（第2期分のみ）提出期限
16	水	赤口	
17	木	先勝	
18	金	友引	
19	土	先負	
20	日	仏滅	
21	月	大安	
22	火	赤口	
23	水	先勝	勤労感謝の日 小雪
24	木	友引	
25	金	大安	
26	土	赤口	
27	日	先勝	
28	月	友引	
29	火	先負	
30	水	仏滅	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（10月分）</li> <li>●所得税の予定納税額の納付期限（第2期分）</li> </ul>